

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

- 都市計画の変更 (四件) (都市整備局都
市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課) 一
- 地区画整理組合の事業計画の変更認可 二
- 平成十五年東京都告示第千百四十一号 (建築基準
法による用途地域の指定のない区域の容積率等の
指定) の一部改正 二
- 平成二十年東京都告示第四百四十三号 (東京都建
築基準法施行細則による調査の項目等) の一部改
正 二
- 都営住宅の廃止 三
- 都営住宅の使用料の変更 三
- 都営改良住宅の廃止 三
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更
..... 三
- 都営住宅の駐車場の廃止 三
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅 三
- 都営住宅等補償法による付保義務の発生 (同) 七
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生 (産業労働局農林水産部水産課) 七

● 東京都告示第三百二十六号

告 示

目 次

告 示

● 東京都告示第三百二十五号

東京都知事 小池 百合子
令和七年三月三十一日

東京都計画用
途地域
一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

第一種中高層
削除する部分
居住専用地域 足立区江北一丁目地内

第一種住居地 追加する部分
域 江東区海の森三丁目地内

削除する部分
足立区江北二丁目地内

近隣商業地域
追加する部分
江東区海の森三丁目地先並びに大

田区令和島一丁目、令和島二丁目
及び足立区江北二丁目各地内

追加する部分
江東区江北二丁目及
び江東区海の森三丁目地先

削除する部分
足立区江北二丁目地内

変更する部分
足立区江北二丁目地内

追加する部分
江東区海の森二丁目、海の森二丁
目及び海の森三丁目各地内

江東区海の森二丁目、海の森二丁
目及び海の森三丁目各地内

一 関係図書の縦覧
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
二階北側

工業専用地域
追加する部分
江東区海の森二丁目、海の森二丁
目及び海の森三丁目各地内

○都立公園の位置、区域及び面積の変更 (建設局公園緑地部公園課) 一

- 当せん金付証票の発売委託 (三件) (全国自治宝くじ事務協議会) 一
- 当せん金付証票の発売委託 (財務局主計部公債課) 一
- 公報 雜報
- 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
- 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画区域区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
- 東京都知事 小池 百合子
令和七年三月三十一日

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

東京都知事 小池百合子

改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

別表五の部(1)の項中「第二十五条第二項」を「第二十五条第二号」に、同部(7)の項中「第五十一条第四号」を「第五十一条第五号」に、同部(13)の項中「第五十一条第二号から第四号まで」を「第五十二条第三号から第五号まで」に

●東京都告示第三百三十二号

東京都知事 小池百合子

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。

令和七年三月二十一日

次的一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
東砂二丁目第2アパート (3号棟)	江東区東砂二丁目十二番	高層耐火 三四・四平方メートル	二四〇戸
高井戸西二丁目アパート (1、2号棟)	杉並区高井戸西二丁目五番	中層耐火 三三・一平方メートル	四〇戸
高井戸西二丁目アパート (2号棟)	同右	同右 四八・八平方メートル	一六戸
高井戸西二丁目アパート (1、3号棟)	同右	同右 五一・三平方メートル	二四戸
高井戸西二丁目アパート (3号棟)	同右	同右 五二・五平方メートル	八戸
扇一丁目アパート (16号棟)	足立区扇一丁目十二番	六二・四平方メートル	二戸
東栗原アパート (3、5、6号棟)	同右	六三・〇平方メートル	一〇戸
矢川北アパート (11、18号棟)	同右	五一・〇平方メートル	四〇戸
矢川北アパート (15、16、17号棟)	同右	三二・六平方メートル	一五〇戸
		三五・七平方メートル	八〇戸
		三七・七平方メートル	一四〇戸

●東京都告示第三百三十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第

三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和七年四月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える 158,000円以下の者に適用される 使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	明石町アパート(4号棟)	中央区明石町2-4	34.3	1	29,600	71,400
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	39,800	226,200
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート(1号棟)	港区南麻布4-3	34.8	2	30,500	111,100
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	1	34,600	104,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,500	93,300
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	3	29,000	55,800
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	35,700	68,900
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート(14号棟)	文京区本郷4-15	35.8	1	30,500	77,000
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(15号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,200	79,100
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	72,800
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	73,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,400	81,500
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,100	83,300
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	54,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	57,500
一般都営	高層耐火	北砂六丁目アパート(14号棟)	江東区北砂6-16	48.1	2	40,600	82,200
一般都営	中層耐火	枝川三丁目アパート(6号棟)	江東区枝川3-4	42.3	1	34,900	78,000
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	2	30,700	44,700
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	41,900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	57,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(2号棟)	江東区東雲1-8	37.9	2	30,300	57,300
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(3号棟)	江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	57,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(4号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	57,300
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(3号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	96,900
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート(9号棟)	江東区森下3-13	54.0	2	45,100	89,200
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	92,500
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	2	30,500	87,700
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	50,900
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(11号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	32,500	55,900
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(11号棟)	品川区東品川3-32	37.9	1	33,000	55,900
一般都営	高層耐火	東品川一丁目アパート(7号棟)	品川区東品川1-8	55.9	2	50,400	115,300
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(1号棟)	品川区八潮5-1	59.6	2	52,300	114,300
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	114,300

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える 158,000円以下の者に適用される 使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	5	52,300	114,300
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(60号棟)	品川区八潮5-10	59.6	1	52,500	116,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(49号棟)	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	116,700
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート(1号棟)	大田区大森西3-9	51.0	1	43,100	89,100
一般都営	高層耐火	高口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	3	26,000	40,500
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糀谷2-23	42.2	2	34,200	69,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	2	49,900	94,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(3号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	94,500
一般都営	中層耐火	玉川台二丁目アパート(1号棟)	世田谷区玉川台2-6	59.6	1	51,100	134,800
一般都営	中層耐火	玉川台二丁目アパート(2号棟)	世田谷区玉川台2-6	51.0	1	43,800	115,400
一般都営	中層耐火	接一丁目アパート(2号棟)	世田谷区接1-53	42.3	1	34,400	72,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,400	106,800
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,000	103,700
一般都営	高層耐火	中野中央二丁目アパート(10号棟)	中野区中央2-22	37.7	1	27,400	56,000
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	28,800	62,300
一般都営	中層耐火	和田一丁目アパート(20号棟)	杉並区和田1-33	42.3	1	31,700	67,600
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀ノ内3-49	37.9	3	27,900	50,900
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	2	35,800	67,700
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	63,300
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(4号棟)	北区浮間1-6	59.6	1	48,400	102,400
一般都営	中層耐火	淹野川三丁目アパート(12号棟)	北区淹野川3-69	39.0	1	30,400	61,800
一般都営	高層耐火	淹野川三丁目アパート(15号棟)	北区淹野川3-75	37.3	1	29,500	67,100
一般都営	高層耐火	淹野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区淹野川3-80	37.3	1	29,600	53,800
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート(4号棟)	北区上中里2-13	39.0	1	29,400	62,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(1号棟)	北区赤羽北3-7	51.0	1	40,800	85,300
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(13号棟)	荒川区東日暮里1-17	37.9	2	27,100	51,700
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,400	88,700
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	1	26,900	45,600
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	26,900	43,200
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート(10号棟)	板橋区坂下1-36	51.0	1	38,500	73,300
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,200	73,400
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(3号棟)	練馬区平和台2-45	59.6	1	47,500	112,800
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート(2号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	71,500

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	南田中アパート（24号棟）	練馬区南田中5-25			32.6	1	23,600	50,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート（33号棟）	練馬区石神井町1-1			36.4	1	26,700	59,300
一般都営	中層耐火	練馬閑町北三丁目アパート（2号棟）	練馬区閑町北3-33			51.0	1	39,200	82,500
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート（5-5-6号棟）	練馬区光が丘5-5			61.4	1	49,200	116,600
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート（7号棟）	足立区西竹の塚1-10			48.1	1	35,200	73,100
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート（3号棟）	足立区島根2-29			36.4	1	24,700	47,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（6号棟）	足立区西保木間3-6			34.3	2	23,400	41,100
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート（3号棟）	足立区島根4-19			51.0	1	36,800	71,500
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート（23号棟）	足立区梅田3-2			59.6	1	42,700	83,800
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート（20号棟）	足立区弘道2-13			55.9	1	40,400	82,000
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート（19号棟）	足立区弘道2-13			48.1	1	34,700	70,600
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート（9号棟）	足立区東保木間1-5			33.4	2	22,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート（11号棟）	足立区東保木間1-5			33.4	1	22,200	40,400
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（15号棟）	足立区西保木間4-5			33.4	1	22,400	41,100
一般都営	中層耐火	江北アパート（1号棟）	足立区江北6-16			33.4	1	22,600	41,400
一般都営	中層耐火	千住元町アパート（1号棟）	足立区千住元町34			33.4	2	22,700	29,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（2号棟）	足立区千住元町34			37.9	2	26,200	38,300
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート（5号棟）	足立区辰沼1-2			35.7	1	23,900	42,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート（6号棟）	足立区辰沼1-2			35.7	1	23,900	42,700
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート（4号棟）	足立区六木1-5			40.5	1	26,900	44,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（11号棟）	足立区六木1-5			35.7	1	23,700	40,900
一般都営	中層耐火	花畠第3アパート（1号棟）	足立区南花畠4-11			35.7	1	24,100	45,600
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（11号棟）	足立区鹿浜5-24			41.0	1	27,800	49,000
一般都営	高層耐火	花畠第4アパート（11号棟）	足立区花畠8-4			42.0	1	27,600	47,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート（1号棟）	足立区舎人6-11			51.0	1	35,800	65,100
一般都営	中層耐火	舎人町アパート（11号棟）	足立区舎人6-10			42.3	1	29,300	45,500
一般都営	中層耐火	足立加賀二丁目アパート（5号棟）	足立区加賀2-31			55.9	1	39,500	70,800
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート（4号棟）	葛飾区青戸3-3			51.0	1	37,300	76,100
一般都営	中層耐火	鎌倉二丁目第3アパート（1号棟）	葛飾区鎌倉2-27			48.1	1	35,600	70,000
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート（1号棟）	葛飾区亀有2-11			59.6	1	45,100	100,000
一般都営	高層耐火	葛飾新宿二丁目アパート（1号棟）	葛飾区新宿1-2			48.1	2	34,700	67,700
一般都営	中層耐火	青戸四丁目アパート（3号棟）	葛飾区青戸4-20			59.6	2	44,800	98,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（2号棟）	葛飾区西新小岩1-1			51.2	1	38,900	74,600

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート（6号棟）	葛飾区西水元5-9			59.6	1	42,700	78,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（5号棟）	江戸川区平井3-4			37.9	1	27,800	54,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（13号棟）	江戸川区平井3-4			37.9	1	27,800	54,500
一般都営	中層耐火	長房西アパート（シ-1号棟）	八王子市長房町891			51.0	1	26,700	50,700
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート（57号棟）	立川市富士見町6-57			42.3	1	23,000	46,700
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート（18号棟）	武蔵野市吉祥寺北町4-1			59.6	1	46,300	122,200
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート（1号棟）	武蔵野市境5-28			55.9	2	42,000	96,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート（2号棟）	武蔵野市境5-15			48.1	1	36,500	88,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート（7号棟）	武蔵野市境5-15			55.9	1	42,400	102,800
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート（2号棟）	三鷹市下連雀7-15			55.9	1	41,300	101,300
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート（3号棟）	三鷹市下連雀7-15			59.6	1	44,400	109,000
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート（1号棟）	三鷹市上連雀7-19			36.4	1	25,500	57,800
一般都営	中層耐火	中原四丁目第2アパート（4号棟）	三鷹市中原4-35			51.0	1	35,800	64,200
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート（1号棟）	府中市天神町2-10			55.9	1	35,700	90,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（8号棟）	調布市国領町8-1			51.2	1	30,000	80,300
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート（3号棟）	調布市染地1-1			60.2	1	36,100	95,500
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（2号棟）	町田市成瀬7-10			51.0	1	27,300	56,800
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート（46号棟）	町田市森野2-2			55.9	1	32,500	84,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（7号棟）	狛江市和泉本町4-7			37.0	1	17,800	47,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（9号棟）	狛江市和泉本町4-7			37.0	1	17,800	47,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート（5号棟）	清瀬市竹丘1-5			55.9	1	31,500	68,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諒訪团地（4-4-1号棟）	多摩市諒訪4-4			56.8	1	29,800	57,600
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕团地（1-2-1号棟）	多摩市愛宕1-2			38.7	1	18,400	38,100

◎東京都告示第三百三十四号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。

令和七年三月三十一日

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
南青山一丁目第二アパート (1号棟)	港区南青山一丁目十八番	中層耐火 三四・三平方メートル	六六戸

◎東京都告示第三百三十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条において準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和七年四月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

東京都知事 小池百合子

種類	構造	造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート（2号棟）	新宿区大久保3-13		32.6	1	25,800
改良	高層耐火	押上二丁目アパート（1号棟）	墨田区押上2-1		48.1	1	35,900
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（5号棟）	江東区東陽1-39		36.6	1	29,800
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（9号棟）	江東区南砂5-24		33.4	1	26,000
改良	中層耐火	浮間一丁目第2アパート（1号棟）	北区浮間1-12		63.1	1	50,500
改良	中層耐火	浮間一丁目第2アパート（1号棟）	北区浮間1-12		48.1	1	38,500
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（4号棟）	北区赤羽西5-12		37.3	1	29,000
改良	中層耐火	第4板橋富士見町アパート（17号棟）	板橋区富士見町24-17		48.1	1	37,500
改良	中層耐火	東和アパート（1号棟）	足立区東和2-6		32.6	1	21,900
再開発	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9		43.9	1	37,000
再開発	高層耐火	小松川アパート（1号棟）	江戸川区小松川2-1		59.8	2	47,100

● 東京都告示第三百三十六号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子
名 称 位 置 区画数
ト駐車場 高井戸西二丁目アパー 杉並区高井戸西二丁 一二区画
目五番

● 東京都告示第三百三十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、次の加入区における令和三年東京都告示第四百七号による保険に付すべき義務は、令和七年三月三十一日限りで消滅する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

元町加入区
神津島加入区

● 東京都告示第三百三十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百十二条の二第二項の規定による届出

を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第一百十二条第一項の規定による同意があつたと認められたので、法第一百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十五条の規

定により告示する。

なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年四月一日から発生する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

元町加入区
神津島加入区

● 東京都告示第三百三十九号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

公 園 名

変 更 内 容

東京都知事 小池 百合子

変更年月日

東京都立葛西臨海公園 別図のとおり

令和七年四月一日

別

東京都立葛西臨海公園 区域変更略図

変更箇所 江戸川区臨海町六丁目



変更前の区域

面積

七七八、五九七・四九 平方メートル

三七、五七九・五六 平方メートル



追加区域

面積

八一六、一七七・〇五 平方メートル

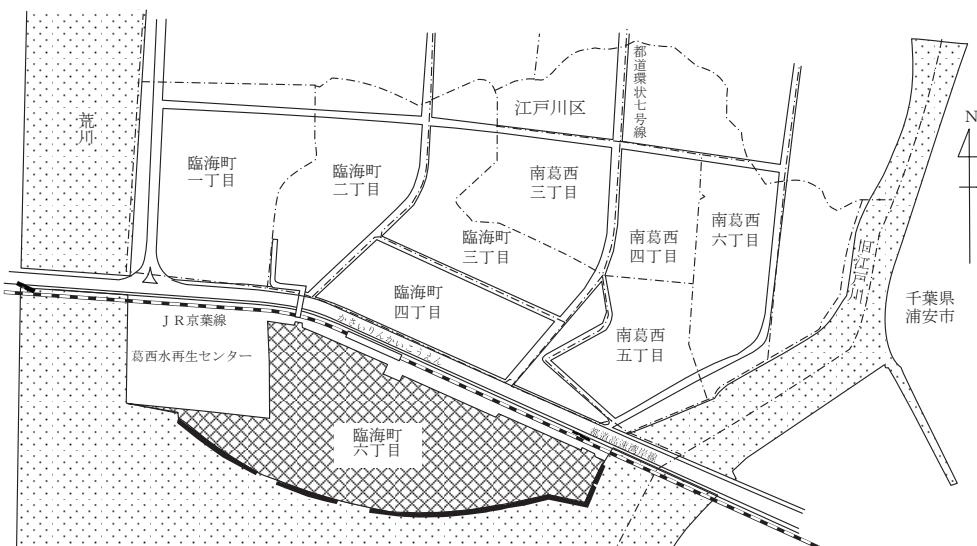
八一六、一七七・〇五 平方メートル

変更後の面積

八一六、一七七・〇五

八一六、一七七・〇五 平方メートル

八一六、一七七・〇五 平方メートル



当せん金付証票の発売委託について

当せん金付証票の発売について、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 名称	第二千六百二十八回東京都宝くじ
二 発売総額及び枚数	二億円 百万枚
三 証票金額	一枚二百円
四 発売期間	令和七年七月十六日から同年八月十二日まで
五 当せん金の総額	発売総額に対して九千五百万円
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して千九百七十二万三千円
八 その他発売経費	発売総額に対して千百五十万円
九 受託申請期限	令和七年四月十六日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
一 名称	第二千六百二十九回東京都宝くじ
二 発売総額及び枚数	二億円 二百万枚
三 証票金額	一枚百円
四 発売期間	令和七年八月六日から同月二十六日まで

公 告

五 委託対象事務の範囲	当せん金の総額 委託対象事務の範囲	発売総額に対して二億四千万円 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	八 その他発売経費	九 受託申請期限
八 受託申請期限	九 その他	十 その他
九 その他	十 その他の事務による。	十一 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。
一 名称	二 発売総額及び枚数	三 証票金額
二 発売総額及び枚数	三 証票金額	四 発売期間
三 証票金額	四 発売期間	五 当せん金の総額
四 発売期間	五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲
五 委託対象事務の範囲	六 委託対象事務の範囲	七 売りさばき及び当せん金支払手数料
六 委託対象事務の範囲	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	八 その他発売経費
七 その他発売経費	八 受託申請期限	九 受託申請期限
八 受託申請期限	九 その他	十 その他
九 その他	十 その他の事務による。	十一 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。
一 名称	二 発売総額及び枚数	三 証票金額
二 発売総額及び枚数	三 証票金額	四 発売期間
三 証票金額	四 発売期間	五 当せん金の総額
四 発売期間	五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲
五 委託対象事務の範囲	六 委託対象事務の範囲	七 売りさばき及び当せん金支払手数料
六 委託対象事務の範囲	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	八 その他発売経費
七 その他発売経費	八 受託申請期限	九 受託申請期限
八 受託申請期限	九 その他	十 その他
九 その他	十 その他の事務による。	十一 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。
一 名称	二 発売総額及び枚数	三 証票金額
二 発売総額及び枚数	三 証票金額	四 発売期間
三 証票金額	四 発売期間	五 当せん金の総額
四 発売期間	五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲
五 委託対象事務の範囲	六 委託対象事務の範囲	七 売りさばき及び当せん金支払手数料
六 委託対象事務の範囲	七 売りさばき及び当せん金支払手数料	八 その他発売経費
七 その他発売経費	八 受託申請期限	九 受託申請期限
八 受託申請期限	九 その他	十 その他
九 その他	十 その他の事務による。	十一 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。

六 委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	八 発売総額に対する六千二百十七万七千五百円
八 その他発売経費	九 発売総額に対する六千五百五十七万五千円
九 受託申請期限	十 令和七年四月十六日
十 その他	十一 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。
一 名称	二 発売総額及び枚数
二 発売総額及び枚数	三 証票金額
三 証票金額	四 発売期間
四 発売期間	五 当せん金の総額
五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲
六 委託対象事務の範囲	七 売りさばき及び当せん金支払手数料
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	八 その他発売経費
八 その他発売経費	九 受託申請期限
九 受託申請期限	十 その他
十 その他	十一 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。
一 名称	二 発売総額及び枚数
二 発売総額及び枚数	三 証票金額
三 証票金額	四 発売期間
四 発売期間	五 当せん金の総額
五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲
六 委託対象事務の範囲	七 売りさばき及び当せん金支払手数料
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	八 その他発売経費
八 その他発売経費	九 受託申請期限
九 受託申請期限	十 その他
十 その他	十一 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。
一 名称	二 発売総額及び枚数
二 発売総額及び枚数	三 証票金額
三 証票金額	四 発売期間
四 発売期間	五 当せん金の総額
五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲
六 委託対象事務の範囲	七 売りさばき及び当せん金支払手数料
七 売りさばき及び当せん金支払手数料	八 その他発売経費
八 その他発売経費	九 受託申請期限
九 受託申請期限	十 その他
十 その他	十一 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。

六	四	五
七	八	九
八	九	十
九	十	
十		
一	一	一
二	二	二
三	三	三
四	四	四
五	五	五
六	六	六
七	七	七
八	八	八
九	九	九
十	十	十

六 委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七 当せん金支払手数料	発売総額に対しても百十三万一千二百八十八円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	発売総額に対しても九千八十四万円。ただし、発 売状況等により増減する場合がある。
九 受託申請期限	令和7年4月16日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。
一 名称	第一百六十七回インターネット専用全国自治宝く じ(クイックワン)
二 発売総額及び枚数	六億円 二百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位 (二ユニット))。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。)
三 証票金額	一枚三百円
四 発売期間	令和七年八月一日から同月三十一日まで
五 委託対象事務の範囲	当せん金の総額 當せん金支払手数料
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して八十八万一千五百八十四円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して九千八十四万円。ただし、発 売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	令和七年八月一日から同月三十一日まで
九 受託申請期限	令和七年八月一日から同月三十一日まで
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。
一 名称	第一百六十八回インターネット専用全国自治宝く じ(クイックワン)
二 発売総額及び枚数	六億円 三百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として六単位 (六ユニット))。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。)
三 証票金額	一枚二百円

五 四 発売期間	当せん金の総額
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して百三十二万九千二百七十九円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
九 受託申請期限	令和七年4月16日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。
一 名称	第一百六十九回インターネット専用全国自治宝く じ(クイックワン)
二 発売総額及び枚数	六億円 三百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位 (二ユニット))。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。)
三 証票金額	一枚百円
四 発売期間	令和七年八月一日から同月三十一日まで
五 委託対象事務の範囲	当せん金の総額 當せん金支払手数料
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
九 受託申請期限	令和七年八月一日から同月三十一日まで
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関 係通達による。
一 名称	第一百七十回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二 発売総額及び枚数	六億円 二百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位 (二ユニット))。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。)

三 証票金額	一枚三百円
四 発売期間	令和七年九月一日から同月三十日まで
五 当せん金の総額	発売総額に対し二億七千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 当せん金支払手数料	発売総額に対し百十三万一千二百八十八円。
八 その他発売経費	ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九 受託申請期限	令和七年四月十六日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
一 名称	第百七十一回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）
二 発売総額及び枚数	六億円 二百万枚
三 証票金額	三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
四 発売期間	令和七年九月一日から同月三十日まで
五 当せん金の総額	発売総額に対し二億七千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 当せん金支払手数料	発売総額に対し百二十万一千六百八十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	発売総額に対し九千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九 受託申請期限	令和七年四月十六日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。
一 発売総額及び枚数	第七百七十二回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン） （一億円を一単位（一ユニット）として四単位四億円 二百万枚）

二 発売総額及び枚数
三億円 三百万枚

(五千万円を一単位(一ユニット)として六単位(六ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚百円
令和七年九月一日から同月三十日まで
発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

三 証票金額
四 発売期間
五 当せん金の総額
六 委託対象事務の範囲
七 当せん金支払手数料
八 その他発売経費
九 受託申請期限
十 その他

発売総額に対して二百十一万二千三百三十円。
ただし、発売状況等により増減する場合がある。
発売総額に対して四千三百五十三万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
令和七年四月十六日
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

発行
東 東
電話 ○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
一本号
一箇月 六、六〇〇円 五〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
郵便番号 101-0051